



はじめに

富士市では、平成4年に「富士市地域福祉計画」を策定し、だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）を目指して、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化や核家族化の進展に伴うライフスタイルの多様化により、地域のつながりが希薄化するなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しております。

本市では、これらの環境の変化に対応し、これまで実施した事業の実績を踏まえ、市民、団体、事業者、国・県等の関係機関等の連携をさらに深め、ふれあいを大切にしながら支えあい助け合う地域社会づくりを推進するため、本計画の見直しを行いました。

このたびの改定では、引き続き「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」を基本理念とし、見守り活動の強化や相談機能の充実に加え、平成27年度に施行された「生活困窮者自立支援法」の趣旨を踏まえた支援事業を展開するなど、市民一人ひとりが安心して暮らせる「地域福祉」を推進してまいります。

今後も、市民の皆様には地域福祉の推進に格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たりご協力をいただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

富士市長 小長井 義正



声をかけあい、心かよわせる地域（まち）の復活を願って

向こう三軒両隣という発想や行動が薄れて長い年月が経ちます。

お互いのプライバシーを守り、余計なことに口出しをしない方が良いという風潮が定着しつつあります。しかし近年、ひとり暮らしの高齢者の孤独死や育児の悩みを抱えて相談できない親、貧困で苦しんでいる家庭など、地域を構成している人々が抱えている問題が見えなくなってしまうことがあります。このような問題を解決するために、だれもが持てる力を発揮し、身近なことから取組を始めることが必要だと思います。まずは、支援を求めている人に住民が気づき、住民相互で支援活動を行うなどの地域住民のつながりを再構築すること、「ささえあう」という体制を実現するために、求められる支援の在り方などについて議論を深め、行動に移していくことだと思います。これらのことを鑑み、この度、富士市と協力の下、第4次地域福祉活動計画を策定しました。この計画を策定するために、26地区で地域懇談会を開き、市民の皆さまが日頃から思っていること、考えていることをお伺いしました。

各地区からのご意見は、「世代間交流」「地域の居場所づくり」「見守り」「人と人のつながり」「子どもやお年寄りを地域でささえあう」など、皆さまが向こう三軒両隣の発想を持ち、手をつないでいこうという思いに溢れていることが分かり、大変力強く思いました。これからも、この計画に盛り込んだ各地区が目指す地域像に向けて、地域と本会が一体となり、「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」の実現を目指し努力してまいりますので、今後とも皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

社会福祉法人
富士市社会福祉協議会
会長 松本 玲子

目 次

はじめに

I 総 論

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	4
第4節 計画策定の体制	4
第5節 本改定に盛り込む事項	6

第2章 富士市の現状と取組

第1節 富士市の現状	8
第2節 これまでの地域福祉推進への取組	12

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 地域福祉の将来像	18
第2節 計画の基本理念	18
第3節 計画推進に向けた「圏域」の考え方	19
第4節 計画推進の体制	20

II 地域福祉計画

計画の体系	22
-------	----

第1章 地域住民としての意識づくり【みとめあう】

第1節 隣近所との絆を深めましょう	24
第2節 福祉のことをもっと知りましょう	28

第2章 安心して生活できるしくみづくり【ささえあう】

第1節 相談・サービスを利用しやすくしましょう	30
第2節 災害時に支えあえるまちにしましょう	33

第3章 地域福祉の担い手づくり【ともにまなぶ】

第1節 福祉について学びましょう	36
第2節 地域福祉の人材を育てましょう	38
第3節 ボランティアやNPOの活動を支援しましょう	40

第4章 自立した地域生活を支える環境づくり【ともにきずく】

第1節 住みやすいまちをつくりましょう	42
第2節 新たなセーフティネットの構築をしましょう	46
第3節 支援・手助けが必要な人を支えましょう	49

第5章 地域を支えるしくみづくり【ともにとりくむ】

第1節 地域（圏域）に合わせた取組を進めましょう	53
地区福祉推進会の取組紹介	54
第2節 福祉のネットワークを充実しましょう	57
第3節 福祉計画の進行管理と評価をしましょう	58

Ⅲ 地域福祉活動計画

第4次社協地域福祉活動計画の体系	60
------------------	----

第1章 地域住民としての意識づくり【みとめあう】

第1節 隣近所との絆を深めましょう	62
第2節 福祉のことをもっと知りましょう	64

第2章 安心して生活できるしくみづくり【ささえあう】

第1節 相談、サービスを利用しやすくしましょう	69
第2節 災害時に支えあえるまちにしましょう	75

第3章 地域福祉の担い手づくり【ともにまなぶ】

第1節 福祉について学びましょう	77
第2節 地域福祉の人材を育てましょう	79
第3節 ボランティアやNPOの活動を支援しましょう	81

第4章 自立した地域生活を支える環境づくり【ともにきずく】

第1節 だれもが安心して暮らせるまちにしましょう	84
第2節 新たなセーフティネットの構築をしましょう	87
第3節 支援・手助けが必要な人を支えましょう	92

第5章 地域を支えるしくみづくり【ともにとりくむ】

第1節 地域（圏域）に合わせた取組を進めましょう	96
第2節 地域の福祉団体を支えましょう	124
第3節 社協の基盤強化	127

資 料

1 富士市福祉計画推進会議委員名簿	132
2 富士市地域福祉計画策定委員会委員名簿	133
3 用語解説	134

I 総論

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化等に伴い、ひとり暮らしの高齢者の増加や若年層の社会的孤立が広がっています。

さらには、地域住民同士のつながりが希薄化する中、虐待や孤立死、消費者被害トラブル、生活困窮、子どもの貧困といったさまざまな社会課題や生活課題が発生しています。

このような多様化する課題に対して、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度をはじめとして福祉施策の創設・改正によって、さまざまな公的サービス（制度）が提供されていますが、これまで以上に社会的孤立のリスクが高まってきている中、必要なサービスや支援につながらないまま生活困窮に陥る人などもおり、すべての課題を同時に解決することは困難です。

一方で、東日本大震災において、災害時の助け合いや日頃からの見守りの重要性が再認識されたように、助け合いの基盤は、人と人とのつながりであり、地域住民が助け合いの意識を高め、互いに声を掛け合うことが"地域の絆づくり"につながります。

そのために、地域の人と人をつながりを大切にし、他人を思いやり、だれもが安心して暮らしていくことができる社会を構築することが求められています。

現在、本市では、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための一体的な支援のしくみである、★地域包括ケアシステムの構築に向けて準備を進めています。

地域包括ケアシステムの構築には、個別支援の充実とこれを支える地域づくりを同時に進めることが必要となり、多様な担い手による、多様なサービスが提供される体制づくりが不可欠となります。

今後は、市民や地域のさまざまな団体、事業者、行政等が協力して、地域で支える地域包括ケアシステムの推進と地域づくりの活動を一体的に推進し、課題を解決していく「★地域福祉」の活動を広めていくことが大切です。

このような、地域福祉の実現のために、市と富士市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は連携・協働し、前計画の基本理念を継承するとともに、福祉を取り巻く現状を踏まえながら、引き続き「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」を目指し、富士市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び富士市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定（改定）をしました。

注：★印は134ページの用語解説をご覧ください。

第2節 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画（富士市）

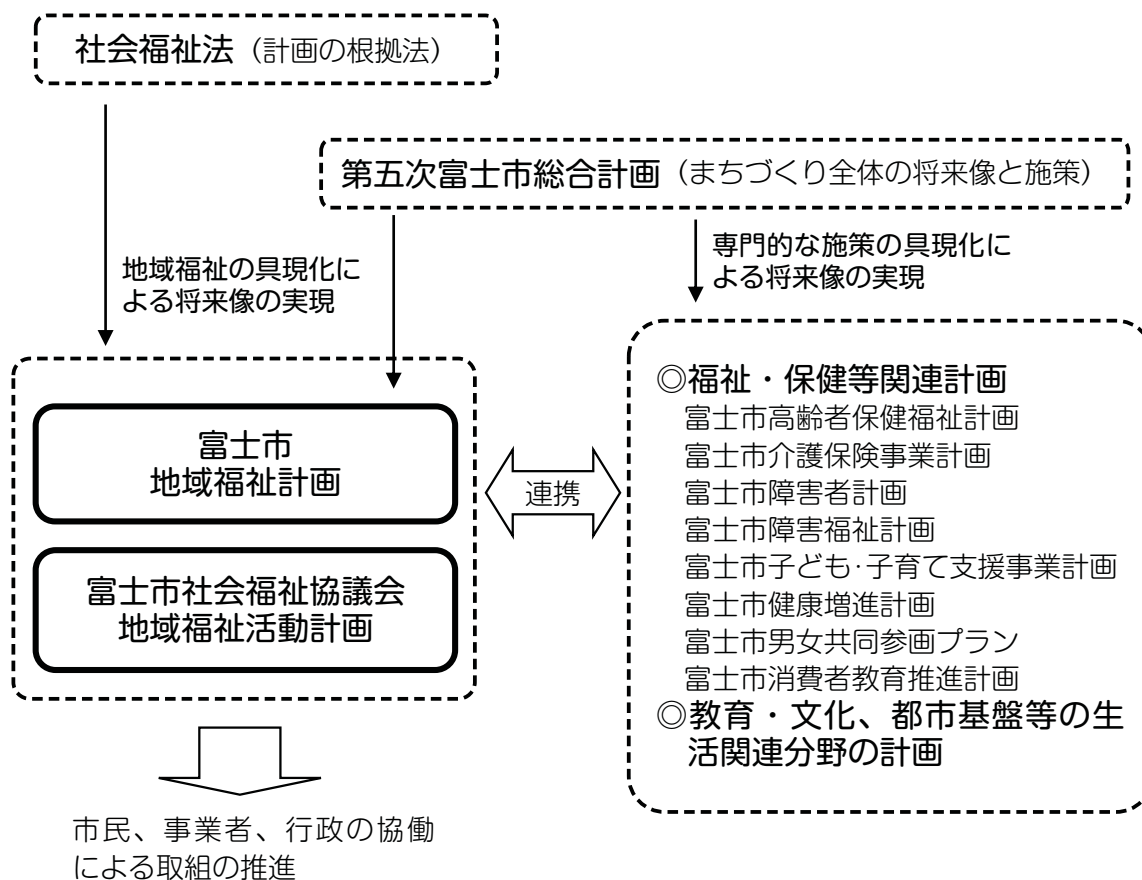
この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定するもので、「第五次富士市総合計画（まちづくり全体の将来像と施策）」を上位計画として位置づけます。この中の地域福祉関連の施策の具現化を図るための指針となるほか、福祉・保健関連の他の計画や教育・文化、都市基盤などの生活関連分野の計画と連携して、市民、団体、事業者、行政の★協働による取組を推進するための計画です。

(2) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

この計画は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とするすべての団体等と、地域福祉の推進にともに取り組むための実践計画として位置づけます。

また、社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、これまで地域を支え、地域力を発揮してきた各種団体との協働を通じて、これからの福祉のまちづくりに向けての具体的な活動等を明確にするための計画です。

〔計画の位置づけ〕



(参考) 社会福祉法から抜粋**(目的)**

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

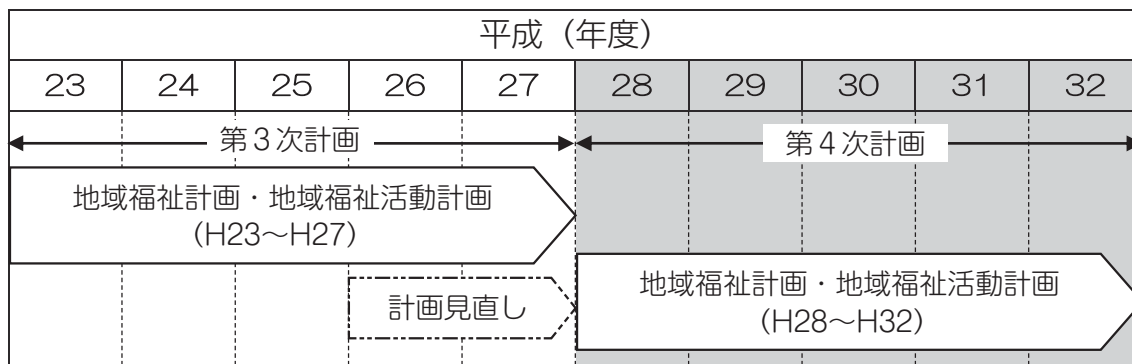
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第3節 計画の期間

地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化に対応するため必要に応じて見直しを行うこととします。



第4節 計画策定の体制

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たっては、市と社会福祉協議会が連携し、地域における活動状況や課題等の把握・検討を行うとともに、「★富士市福祉計画推進会議」において、計画の進捗や内容の検討・課題整理などを行いました。

また、市の関係部署で構成する「富士市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討や施策調整などを行いました。

さらに、地域に浸透する計画を策定するために、市民意識調査、市内26地区での地域懇談会の開催及び団体アンケート調査を実施し、より多くの市民の意見を取り入れながら、計画策定を行いました。

① 市民意識調査

平成26年度「富士市地域福祉計画、富士市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定に関する市民アンケート調査」において、地域生活やボランティア活動の状況、★災害時要援護者（避難行動要支援者）支援に対する意識などについてアンケート調査を実施しました。

- ・ 調査期間 平成26年10月30日～11月17日
- ・ 調査対象 富士市在住の満16歳以上80歳未満の男女 3,000人
- ・ 調査結果 回収数 1,632人 (54.4%)
有効回収数 1,630人 (54.3%)

② 地域懇談会

社会福祉協議会が、概ね小学校区を単位とした26地区の各★地区福祉推進会を中心とした地域懇談会を開催し、地域の生活課題や福祉活動の推進についてワークショップを交えながら検討しました。

実施：【1回目】平成27年2月～平成27年3月 全26地区
 【2回目】平成27年6月～平成27年7月 全26地区
 【3回目】平成27年8月～平成27年9月 全26地区



地域懇談会の様子
(元吉原地区)



地域懇談会の様子
(伝法地区)

③ 団体アンケート調査

市内で福祉活動を展開している団体・事業者に、地域との連携・協働の状況や課題、今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。

- ・調査期間 平成27年3月～平成27年8月
- ・調査対象 富士市内の福祉団体・福祉事業者 144か所
- ・調査結果 回収数 90か所 (62.5%)
 有効回収数 90か所 (62.5%)

④ 富士市地域福祉計画策定委員会

地域福祉に関わる市の関係部署及び社会福祉協議会で構成する「富士市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討や施策調整などについて幅広く検討を行いました。



富士市地域福祉計画策定委員会の様子

⑤ 富士市福祉計画推進会議

地域住民組織の代表、関係機関・団体の代表、学識経験者などで構成する「富士市福祉計画推進会議」では、計画の進捗や計画策定に当たっての課題等の検討を行いました。

第5節 本改定に盛り込む事項

平成27年4月に、生活保護に至る前の段階である「生活困窮者」に対して、早期自立を支援していくための法律である、「生活困窮者自立支援法」が施行され、下の図の支援を行うことになりました。

支援の実施に合わせ、国からの通知により「生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項」、「生活困窮者の把握等に関する事項」、「生活困窮者の自立支援に関する事項」を地域福祉計画に盛り込むこととされました。

支援の中心となる自立相談支援事業では、生活困窮者からの相談に応じ、対象者の課題に即した支援のための計画づくりや具体的な支援の調整を行います。これまで、行政の相談窓口機能が分散していたものが「ワンストップ型」となり、生活全般にわたる包括的な支援を提供できるようになりました。

生活困窮者自立支援制度

自立相談支援事業

<包括的な相談支援>

- ・生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・ワンストップ型の相談窓口の設置
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援

居住確保支援、就労支援、緊急的な支援、家計再建支援、子ども・若者支援、その他の支援（支援については右ページ）